

東京音楽大学音楽学部 早期卒業内規

平成 22 年 2 月 10 日制定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、東京音楽大学学則第 18 条の 2 の規定に基づき、東京音楽大学における早期卒業に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第 2 条 早期卒業の対象となる学生は、本学部器楽専攻に 3 年以上在学し、卒業の要件として本学が定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者とする。

(早期卒業希望者の認定)

第 3 条 早期卒業を希望する者（以下「早期卒業希望者」という。）は、2 年次末において、学長にその旨を申し出るものとする。

- 2 前項の早期卒業希望者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。
 - (1) 卒業に要する単位の 84 単位以上を修得していること。
 - (2) 専攻実技 16 単位以上を修得しており、その成績が極めて優秀であること。
 - (3) 2 年次終了時において、累積 GPA が 3.00 以上であること。
 - (4) 早期卒業の希望が明確であること。
 - (5) 専攻分野の教員指導の下、卒業までの履修計画を作成し、学長に提出していること。
- 3 第 1 項の規定による申出があった場合、学長は教授会において前項に基づく審査を経た上で、早期卒業希望者適格の認定をしなければならない。

(卒業要件)

第 4 条 早期卒業するためには、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 卒業に必要な単位を修得していること。
- (2) 専攻実技の成績が極めて優秀であること。
- (3) 2 年次終了時において、累積 GPA が 3.00 以上であること。

2 教授会は、前項の要件について審査を行うこととする。

(卒業の時期)

第 5 条 早期卒業の時期は、3 年次の 3 月とする。

(教職課程)

第6条 早期卒業希望者に対して、教育職員免許状取得のための科目の履修に関しては、当面の間、特別措置は行わないこととする。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、教授会において別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用することとし、平成25年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生から適用することとし、平成26年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。